

参 考 資 料 - 2

自治体出資団体アンケート調査結果

自治体出資団体(第3セクター等)に関するアンケート調査結果

我が国の水道事業における自治体出資団体の現状を把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施した。

1. 調査概要

調査は、自治体出資団体(第3セクター等)に出資を行っている水道事業体に対して以下の要領で行った。

- 実施時期：平成20年12月24日～平成21年1月13日
- 調査事業対数：28 水道事業体
(日本水道協会正会員の水道事業者及び用水供給事業者から抽出)
- 回答事業対数：24 水道事業体
- 回収率：85.7%

2. 調査先選定

水道事業体が出資している第3セクター等の自治体出資団体(64団体)から、業務範囲に施設の運転管理を含み、年間の総収入が3,000万円以上の団体を抽出し、出資元の28水道事業体に対して、アンケート調査を行った。

3. アンケート結果

本アンケート調査での設問と回答を以下に示す。

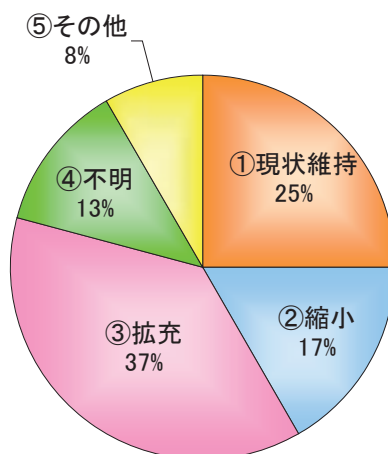
【設問1】

自治体出資団体(第3セクター等)の今後の業務展開についてお尋ねします。該当するものにチェックを付して下さい。

- ①現状維持していく
 ②縮小する(縮小する業務:)
 ③拡充する(拡充する業務:)
 ④不明
 ⑤その他

【回答(有効回答数:21(※⑤その他 のうち1事業体は回答不可))】

①現状維持	②縮小	③拡充	④不明	⑤その他
6	4	9	3	2



<上記選択項目における具体的内容>

②縮小する

- 工事業務、汚泥処理業務、通送等不採算業務
- 平成20年度末をもって廃止

③拡充する

- ・広域的事業展開、独自事業、新規事業の拡大などを検討しているが、民間に移行できる分野は業務を縮小していくことなど、業務全般において検討を進めている
- ・局職員の減少に伴う委託増加分
- ・給水工事受付業務
- ・検針に係る業務
- ・民間事業者に委託した業務の監督指導等事業運営上重要な業務、調査・管理業務
- ・浄配水場の運転管理業務等
- ・公益事業に該当する業務
- ・現在の局直営業務の見直しに伴い、財団の活用を検討(料金徴収業務等)

④不明

経営の効率化を優先し、ケースバイケースで対応する

〔別紙〕

今後の外郭団体活用の考え方

市で策定している「外郭団体改革実行計画」において、外郭団体の改革の方向性は、「法人のあり方を検討する団体」と「さらなる経営努力等を行う団体」に2つに区分されており、(財)水道サービス公社は「さらなる経営努力等を行う団体」の中の「事業内容等の見直しとともに、経営改善を行う団体」として位置づけられている。

これまで公社は、再雇用職員の技術力や多様な雇用形態を活用することにより、効率的かつ効果的に事業を実施しており、退職者への切り替えによって水道事業にかかる人件費の削減に寄与するなど、水道事業の効率的運営を補完する役割を一定果たしてきた。

今後の取り組み方針のうち、短期的には、

- ・局のお客様センターの運営を公社に移管し、料金徴収関係業務を公社で一元的に管理することで、事務処理の効率化、簡素化を図るとともに、お客様にもわかりやすい組織体制とする。
- ・メーターの検針、料金の収納などを行っている営業所については、段階的に民間委託を実施し、これらの業務に従事している派遣職員の削減、経費の縮減を図る。
- ・お客様サービスと顧客満足度の向上のため、公社独自のマネジメントシステムによって組織目標や業務プロセスを明確にすることで、職員の意識改革や組織の活性化、経営改革の推進を図る。
- ・業務の透明性をより高めるため、情報の早期提供など、さらなるホームページの充実に努める。

中・長期的には、

- ・業務の実施方法を普段に見直し、市派遣職員の削減を行いながら、水道事業に係る経費の節減とお客様の便益増進に努めていく。
- などとしている。

☆「外郭団体改革実行計画」とは、本市の外郭団体で実施している事業の検証とともに、団体の活用のあり方を検証し、その見直し・改革等の取り組み方針を示すもの。

【設問2】

自治体出資団体(第3セクター等)において他の国内水道事業者からの業務を受託するかについてお尋ねします。

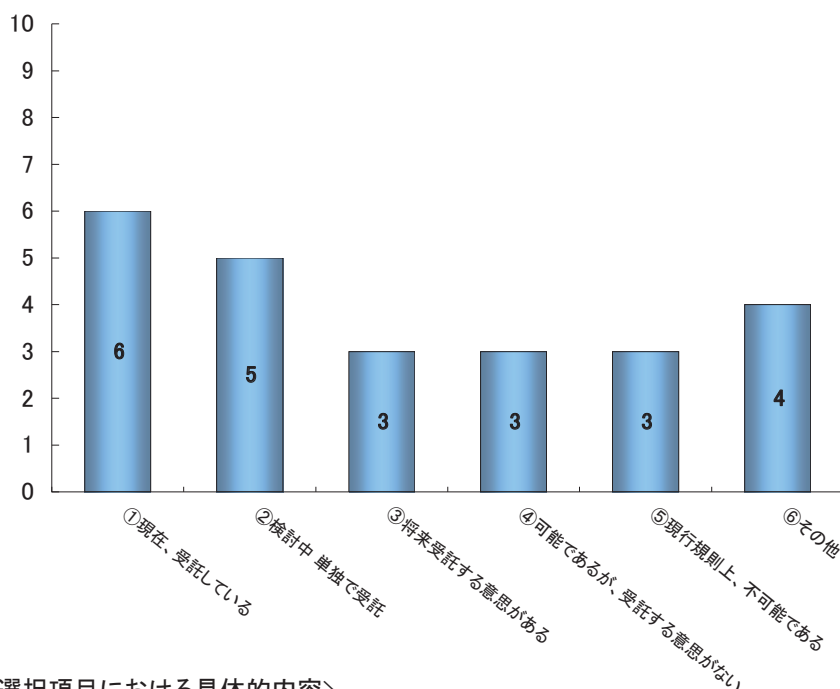
該当するものにチェックを付して下さい。(複数選択可)

- ①現在、受託している
- ②現在検討中である
(単独で受託する 他の3セク、民間企業と連合を組んで受託する)
- ③条件が整えば、将来、受託する意思がある(整えて欲しい条件:)
- ④他の事業者からの受託業務は現行規則上可能であるが、受託する意思がない
- ⑤現行規則上、不可能である
- ⑥その他

【回答(有効回答数:21)】

選択肢	回答数
①現在、受託している	6
②検討中 単独で受託	5
③将来受託する意思がある	3
④可能であるが、受託する意思がない	3
⑤現行規則上、不可能である	3
⑥その他	4

※上記以外の項目は選択なし



〈上記選択項目における具体的内容〉

③条件が整えば、将来、受託する意思がある 利益を見込めること、業務内容による
⑥その他 H19まで市町村施設を受託。H20は落札できず、受託業務は可能であるが、現在のところ受託していない、現在のところ想定なし

【設問3】

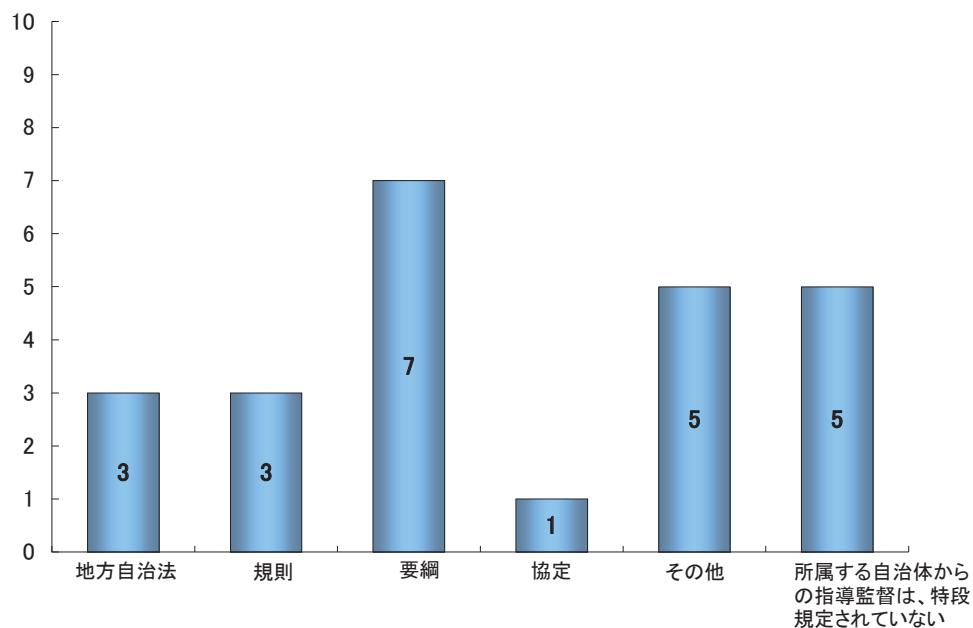
所属する自治体からの自治体出資団体(第3セクター等)への指導監督についてお尋ねします。該当するものにチェックを付して下さい。

- ①所属する自治体による指導監督が有る
(根拠法は、地方自治法 条例 規則 要綱 協定 その他)
- ②所属する自治体からの指導監督は、特段規定されていない

【回答(有効回答数:21)】

選択肢	回答数	
①所属する自治体による指導監督が有る場合の根拠法	地方自治法	3
	規則	3
	要綱	7
	協定	1
	その他	5
②所属する自治体からの指導監督は、特段規定されていない	5	

※上記以外の項目は選択なし



【設問4】

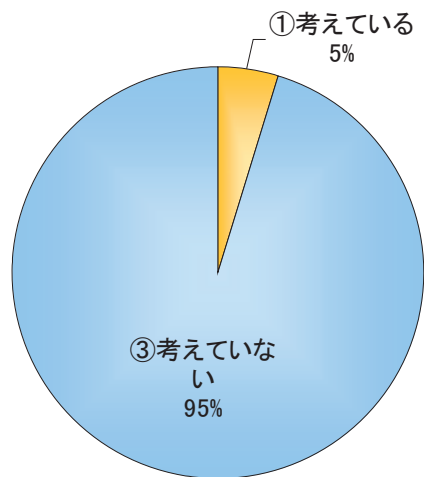
第3セクターと他の民間企業との連携(民間企業との連合体、関係会社、パートナー関係等)による業務展開についてお尋ねします。該当するものにチェックを付して下さい。

- ① 考えている
- ② 考えているが、課題が多い
- ③ 考えていない

【回答(有効回答数:21)】

選択肢	回答数
① 考えている	1
③ 考えていない	20

※上記以外の項目は選択なし



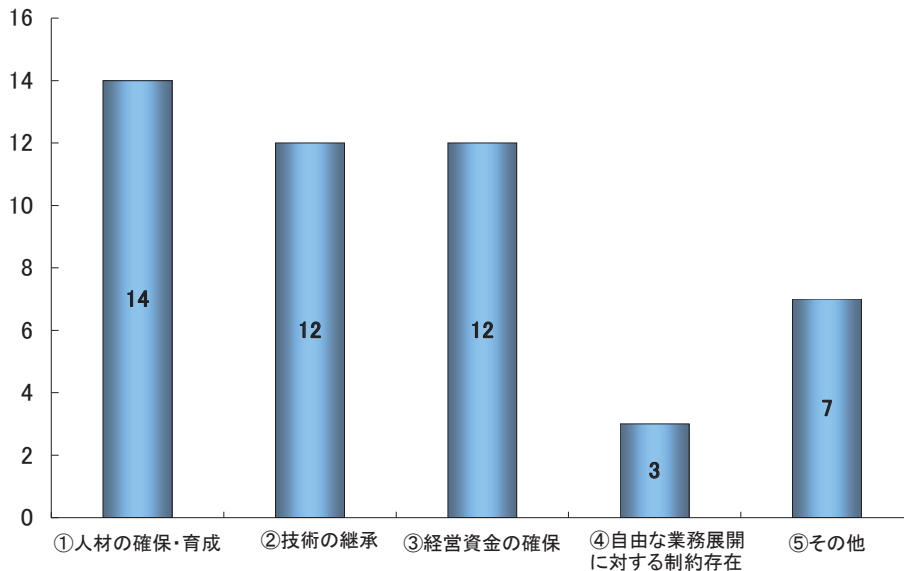
【設問5】

第3セクターの課題についてお尋ねします。該当するものにチェックを付して下さい。
(複数選択可)

- ①人材の確保・育成
- ②技術の継承
- ③経営資金の確保
- ④自由な業務展開に対する制約存在
- ⑤その他

【回答(有効回答数:20(※大阪府「特になし」と回答))】

選択肢	回答数
①人材の確保・育成	14
②技術の継承	12
③経営資金の確保	12
④自由な業務展開に対する制約存在	3
⑤その他	7



<上記選択項目に関する自由意見>

⑤その他

- ・局に依存しない体制の整備等を検討し、組織や財政基盤等の強化等を図ること
- ・公益法人制度改革への対応
- ・公益財団法人として存続すること
- ・公益法人制度改革への対応
- ・新たな業務展開の可能性
- ・公益事業の拡充
- ・公益法人制度改革への対応

【設問6】

官民が連携して国内外の水道問題に取り組んでいくことを背景に、第3セクターは果たすべき役割に関して自由にお答え下さい。(官民連携の阻害要因が有るか否か。有るとしたらどのような要因か、等)

・水道事業体にとっては、平成13年の水道法改正により、水道事業を統合する手続きが事業認可・廃止許可制から届出制に簡素化されたほか、第三者委託制度を活用し、民間事業者、官民出資団体などによる管理の一体化や施設の共同管理などによる事業体間連携が可能となっている。
これらのことを背景に、水道事業体における財政面・地域特性に合った運営基盤の強化策の選択肢として、出資団体を活用することで、今後、重要な役割を担っていくことが考えられるが、出資団体が新たな体制で民間企業と連携する場合などは、事業体と出資団体におけるこれまでのあり方(契約手法、出資割合など)について、総合的な見地から慎重に検討をする必要があると考える。)

・第3セクター(官民が出資する法人としての第3セクター)は、そもそも官民連携を目的として設立されており、設立目的に沿って着実に事業を行うことで、官民連携を果たすことができる。
一方、第3セクターが、設立行政主体の行政区外で事業を行うことについては、住民や、議会のコンセンサス等が必要であると考えられる。そのため、官民連携といっても、事業活動の性格(活動場所、活動内容、負担するリスク等)、第3セクターの体制等を個別に判断する必要がある。

・市民と水道事業者のパイプ役として、住民との接点となる分野を中心に水道行政を支援補完する役割を担っている。

・団塊世代の職員が大量退職する状況の中、現在、当局が行っている業務の再点検を進めているところであるが、再点検の結果、業務のうち民間で実施されているものについては従前通り民間委託を推進する予定であるが、直営ではやりきれず、かつ、民間委託にはそぐわない業務については当局を補完・代行する団体である第3セクターを活用することが最善ではないかと考えている。
第3セクターについては、こうした役割を担うことに加え、さらに人的、技術的に余力があれば、官民が一体となって取り組んでいくべき課題について、その一翼を担う団体として対応すべき局面もあるのではないかと考えている。

・官民が連携して対処するのが望ましい問題にもかかわらず、法的な制約または人員の問題等の事情により、官民連携が困難である場合、一定の公的な役割を担う主体として、官を代替する役割を期待する。ただし、この場合においても、第3セクターとしては、単に公的な役割を果たすのみではなく、経営主体としての立場もある以上、効率的に業務を遂行し、利益を追求していく必要がある。
官の業務を補完し、行政の効率化に貢献する役割を期待することについては、官民連携の場合に当たっても、代わりはない。今後はその役割に加え、経営主体としての能力についても向上を図り、より一層、半官半民の特性を活かした活動を展開してほしい。

・事業の効率化と質的サービス向上のため、現在、水道メーターの検針・開閉栓・施設の維持管理業務を第3セクター(市等が出資する株式会社)に委託しているが、公共性の高いコアな業務は直営、準コア業務は民間という考え方で、今後もさらに連携を強化し、費用対効果を踏まえサービス向上に努める必要がある。
一方、水道局からの受託業務が売上高の約9割を占めており、その影響が大きく水道事業の経営状況により第3セクターの収支状況が左右される状況にある。
また、給与面では市の水準より低いいため、人材確保が思うようにいかず、人材育成・技術の向上が遅れている状況にある。

・本市では、これまでも水道事業全体の利益を確保する観点から局と所管外郭団体が一体となって効率的な事業運営に取り組んできた。
しかしながら、公益法人制度改革等外郭団体を取り巻く環境が大きく変化してきており、市全体でも外郭団体の見直しが始まっているため、公益性と効率性の両立に重点を置いた事業展開を念頭に、一層の効率化を求めながら、引き続き局事業の補完・支援先として、当該外郭団体の有効活用ができる方法を検討しているところである。